十一　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。）次に掲げる期間のうちいずれか短い期間
イ　第八号に掲げる期間
ロ　第五号ロに掲げる期間
十二　法第十九号第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。）第一条第九号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間
十三　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。）第一条第十号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

（法第二十二条の届出）

第九条　支給認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該支給認定保護者の小学校就学前子どもが法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2　法第二十二条に規定する内閣府令で定める事項は、第一条各号に掲げる事由の状況とする。

3　法第二十二条に規定する内閣府令で定める書類は、第二条第二項の書類とする。

4　市町村は、第一項の届出を受け、当該支給認定保護者の利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の利用者負担額に関する事項を通知するものとする。

（法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項）

第十条　法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一　該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
二　保育必要量
三　支給認定の有効期間
四　利用者負担額に関する事項

（支給認定の変更の認定の申請）

第十一条　法第二十三条第一項の規定に基づき支給認定の変更の認定を申請しようとする支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。
一　当該申請を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）
二　当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び支給認定保護者との続柄
三　就労状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由
四　その他必要な事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
一　利用者負担額の算定のために必要な事項に関する書類（前条第四号に掲げる事項に係る変更の認定の申請を行う場合に限る。）
二　前項第三号に掲げる事項を証する書類

3　第九条第四項の規定は、第一項の規定による申請を受け、市町村が当該支給認定保護者の利用者負担額を変更する必要があると認める場合について準用する。

（市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続）

第十二条　市町村は、法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を書面により支給認定保護者に通知し、支給認定証の提出を求めるものとする。
一　法第二十三条第四項の規定により支給認定の変更の認定を行う旨
二　支給認定証を提出する必要がある旨
三　支給認定証の提出先及び提出期限

2　前項の支給認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

（準用等）

第十三条　第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定について準用する。

2　市町村は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定を行った場合には、支給認定証に第六条第四号から第六号までに掲げる事項を記載し、これを返還するものとする。

（支給認定の取消しを行う場合の手続）

第十四条　市町村は、法第二十四条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により支給認定保護者に通知し、支給認定証の返還を求めるものとする。
一　法第二十四条第一項の規定により支給認定の取消しを行った旨
二　支給認定証を返還する必要がある旨
三　支給認定証の返還先及び返還期限

2　前項の支給認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

（申請内容の変更の届出）

第十五条　支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（以下この条において「届出事項」という。）を変更する必要が生じたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。
一　当該届出を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの居住地）
二　当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び支給認定保護者との続柄
三　届出事項のうち変更が生じた事項とその変更内容
四　その他必要な事項

2　前項の届書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（支給認定証の再交付）

第十六条　市町村は、支給認定証を破り、汚し、又は失った支給認定保護者から、支給認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。

2　前項の申請をしようとする支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。
一　当該申請を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）
二　当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び支給認定保護者との続柄
三　申請の理由